# 事業の進め方

お

#### 【①事業概要及び 測量説明会の開催】

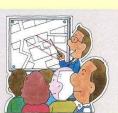


にご理解いただくため、 事業及び測量について説 明を行います。

# 【②現況測量の実施】



この測量により、計画道 路の位置がはっきりしま



接する方を対象に事業 及び用地測量について 説明を行います。

# 【4用地測量の実施】



この測量により、道路 を造るために必要な土 地の面積が確定します。

## 【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土 地の取得・家屋移転など について、個別に協議さ せていただきます。

#### 【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様(アパート などの居住者の皆さまも含まれま す。)に具体的な補償について説明し ます。また、家屋補償についても説明 します。

### 【4事業着手の手続き】



都市計画法第59条 により、事業着手の 手続きをとります。

## 【⑦契約・補償金 【⑧物件移転】 の支払い】



りますと、契約を とりかわし、補償 金をお支払いしま



取得させていただく 土地の家屋などの物 件を移転していただ

# 【⑨工事のお知らせ】【⑩工事の実施】【⑪完 成】



お知らせします。



沿道の皆さまに、道路 沿道の皆さまに 整備の工事について、できるだけご迷 チラシの配布等により 惑のかからない います。



ご理解とご協力 により道路が完 ように工事を行 成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、 下記の連絡先までお願いいたします。

# 東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係 TEO3(3882)1408 測量全般に関しては 工事課木密測量担当係 TEO3(3882)1485 Tel 03 (3882) 1408

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

#### 平成25年11月作成

# 東京都市計画道路 補助線街路第73号線

北区十条台二丁目~十条仲原二丁目

# 道路整備計画のあらまし





東京都第六建設事務所

# 計画のあらまし

東京都では、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る都市計画道路の整備を進めています。

補助第73号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地 火災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されます。
- ◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・ 救援活動が円滑に行われます。

# 【計画の概要】

〇都市計画道路名 東京都市計画道路

補助線街路第73号線

〇都市計画決定 昭和21年 4月25日

戦災復興院告示第15号

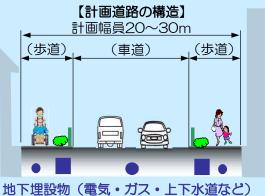
〇延長及び区間 延長:約890m

区間:北区十条台二丁目から

十条仲原二丁目

〇計画幅員 20~30m







# 現況測量、用地測量の概要(平成25~26年度)

# 現況測量とは・・・・・

- 〇都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、 塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現 況平面図を作成します。
- ○できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- ○また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に 標示するために杭または鋲を設置します。



# 用地測量とは・・・・・

- 〇都市計画道路に係る土地について、現地において<mark>関係権利者の立会い</mark>のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ○境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用 地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 〇下の【測量図(例)】で、たとえば、Aの方の土地 の用地測量を行う場合は、Bの方とEの方だけでな く、Cの方やDの方にも境界を確認するために立会 いをお願いすることになります。



- 〇また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や 権利ごとに確認を行います。
- ○そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私 境界についても確認の立会いをお願いします。

